

福島復興再生基本方針(平成24年7月閣議決定)(抜粋)

第3部 福島全域の復興及び再生

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

2 新たな産業の創出等のための施策

(2) 研究開発の推進等のための施策

地元の住民が安心して豊かな生活を営める環境を実現するとともに、持続的に発展可能な地域産業を興すために、新たな産業の創出等に寄与する各種の研究拠点づくりが重要である。

とりわけ、福島のポテンシャルを踏まえた場合、再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器、環境回復・創造、廃炉技術といった分野における研究開発、産業創造等の拠点形成を図っていく必要がある。

このため、国及び福島県は「福島県原子力災害等復興基金」等の予算を活用しつつ、「福島研究開発・産業創造拠点構想(案)」に基づいて、福島における各種の拠点整備を図る。

(略)

環境回復・創造、廃炉技術関係については、除染技術の開発や技術的助言を行うとともに、放射性物質の環境中での動態、生態系影響等の解明を推進し、将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するための拠点として、関係する研究開発機関等が連携・協力しながら、福島県が設置する福島県環境創造センター(仮称)の運営等をサポートするとともに、福島県農林水産再生研究センター(仮称)の整備に向けた構想の策定と具体化、その推進をサポートする。また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター福島研究拠点を福島に整備する。

(略)